

事例２ 旭化成㈱によるポリポアインターナショナルインクの株式取得

第１ 本件の概要

本件は、持株会社である旭化成株式会社（法人番号5120001059606）（以下「旭化成」といい、同社と結合関係のある企業集団を「旭化成グループ」という。）の米国子会社が、持株会社であるポリポアインターナショナルインク（本社米国。以下「ポリポア」といい、同社と結合関係のある企業集団を「ポリポアグループ」という。また、ポリポアと旭化成を併せて「当事会社」といい、ポリポアグループと旭化成グループと併せて「当事会社グループ」という。）の全株式を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は独占禁止法第１０条である。

第２ 一定の取引分野

１ 商品の概要

当事会社グループが競合している商品は、リチウムイオン電池（以下「ＬＩＢ」という。）の原材料として使用されるセパレータである。

セパレータは、リチウムイオンを通すための微細な孔が多数空いているフィルム状の部材（通常はポリオレフィン^１の平膜）であり、ＬＩＢ内の正負極間に配置され、リチウムイオンのみを通すことで電池反応を進めるとともに、正極と負極との間を絶縁する機能を有する。

セパレータは、基本的な製造方法に応じて、①湿式セパレータ（以下「ウェット」という。）と②乾式セパレータ（以下「ドライ」という。）に大別される。

ウェットは、高強度で非常に薄く作ることが可能であるが、製造工程が長く、可塑剤を抽出するための有機溶媒が必要となることなどから、製造コストがドライよりも高くなる傾向にある。他方、ドライは、ウェットよりも強度が落ち、一定以上の厚みが生じるものの、製造コストの点ではウェットよりも優位にある。当事会社グループのうち、旭化成グループはウェットのみ、ポリポアグループは主にドライを製造販売している。

また、ＬＩＢの用途は、大きく①民生用、②車載用及び③蓄電用に分かれているところ、以下のとおり用途に応じてセパレータの要求性能も異なる。

①民生用ＬＩＢは、通常、携帯電話やノートパソコンなどの小型の製品に使用されるものであるため、セパレータには、薄く高強度であることが求められることから、主にウェットが使われ、ドライが使われることはほとんど無い。

②車載用ＬＩＢは、電気自動車に使用されるものであり、セパレータには、民生用ほどの薄さは求められない反面、民生用ＬＩＢ用セパレータよりも大型であり取引ロットが大きいこと、車載用ＬＩＢが電気自動車全体のコストの約２０％を占めていることから、コストダウンの要請も高い。そのため、かつては専ら低価格のドライが用いられていたが、ウェットの生産性が向上して製造コスト・販売価格が下がったため、現在はウ

^１ 水素と炭素から構成される高分子化合物のことをいい、ポリエチレンやポリプロピレンなどがある。

エットも用いられるようになっている。

③蓄電用ＬＩＢは、主に産業用、住宅用の停電時の非常電源として使われる比較的大型のものであるため、蓄電用ＬＩＢに使用されるセパレータは、厚くても差し支えなく、①民生用ＬＩＢや②車載用ＬＩＢに使用されるものよりも要求性能が低い。

2 商品範囲

セパレータは、ＬＩＢの用途ごとに需要者層や要求性能が異なることから、各用途ごとのＬＩＢ用セパレータ間に需要の代替性はないと考えられる。

また、車載用ＬＩＢ用セパレータの種類として、ウェット及びドライの他、不織布²が存在している。上記１のとおり、ウェットとドライには性能やコスト面の違いがあり、不織布は、ウェット及びドライよりも電気抵抗が小さく、熱等に対する耐久性が高いという特性を有していることを踏まえると、ウェット、ドライ及び不織布についてそれぞれ市場を画定することも考えられる。しかしながら、上記１のとおり旭化成グループはウェットのみを、ポリポアグループは主にドライを製造している一方、需要者であるＬＩＢメーカーは、新型のＬＩＢを開発する際にウェット、ドライ及び不織布の中から価格や機能を総合的に考慮して製品を選択しており、一定の需要の代替性は存在するとみられることも踏まえ、「民生用ＬＩＢ用セパレータ」、「車載用ＬＩＢ用セパレータ」、「蓄電用ＬＩＢ用セパレータ」を商品範囲として画定した。

なお、以下では、当事会社が共に製造を行っており、競争に与える影響が比較的大きいと考えられた車載用ＬＩＢ用セパレータについて検討を行う。

3 地理的範囲

車載用ＬＩＢ用セパレータは、軽量・高付加価値製品であり輸送上の制約等の特段の事情もなく、需要者であるＬＩＢメーカーは、当事会社を含む海外メーカーからも購入しているが、国内メーカーと海外メーカーを無差別に選択しているとみられるだけの根拠はないことから、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

1 当事会社の地位

正確な市場シェアは不明であるものの、当事会社グループは、いずれも市場における有力な事業者であることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しないものとして検討した。

2 競争事業者の状況

車載用ＬＩＢ用セパレータは、各車種のフルモデルチェンジに伴う車載用ＬＩＢの新製品の開発時に、車載用ＬＩＢメーカーにより選定されるが、セパレータの選択に当た

² 繊維を積層してシート状に広げ、交絡、融着、接着等により繊維間を適度に結合させて布状に仕上げたものをいう。

っては、まず、車載用ＬＩＢメーカーにおいて、必要な仕様等を踏まえてウェット、ドライ又は不織布のいずれのタイプを採用するか決定した後に、各タイプのメーカー間で競争が行われる。そのため、ウェットのみを製造する旭化成グループと主にドライを製造するポリポアグループが直接的に競合する機会は少ない。

また、正確な市場シェアは不明であるが、ドライを製造するＡ社が有力な事業者として存在するほか、不織布を製造するＢ社が競争事業者として存在しており、いずれも十分な供給余力を有していると考えられる。

3 輸入

車載用ＬＩＢ用セパレータの輸入に係る制度上の障壁は特になく、軽量・高付加価値の商品であるため、輸送コスト等の制約もない。また、海外には、韓国、中国等に複数のセパレータメーカーが存在しているところ、輸入品と国内品には品質差が無く、実際に、当事会社以外の海外メーカーの製品を採用した国内の車載用ＬＩＢメーカーも存在する。したがって、一定程度の輸入圧力が認められる。

4 参入

ＬＩＢ用セパレータの製造設備やノウハウを持たない事業者による新規参入については、多額の設備投資と５年程度の期間、生産における高度なノウハウや品質管理が求められることから、かかる新規参入は期待できない。

他方、他の用途のＬＩＢ用セパレータの製造設備やノウハウを持つ事業者は、より容易に参入することが可能であること、車載用ＬＩＢ用セパレータに係る既存の特許の存在が参入を困難にしているといった事情も認められないこと、また、車載用ＬＩＢ用セパレータは、今後、需要増が見込まれていることから、他用途用ＬＩＢ用セパレータメーカーによる参入が期待できる。なお、実際に、過去数年の間を見ても、民生用ＬＩＢ用セパレータを取り扱う複数の国内メーカーが車載用ＬＩＢ用セパレータ事業に参入することを表明し、順次生産体制の整備を行っている。

したがって、一定程度の参入圧力が認められる。

5 隣接市場からの競争圧力

民生用ＬＩＢ用セパレータとして採用されているアラミド樹脂塗工セパレータは、ウェット及びドライよりも融点温度が高く、耐熱性が高いといった特性を持ち、基本的な性能はウェットに類似しているため、車載用ＬＩＢ用セパレータとしての要求性能を満たしている。そのため、今後、新たに車載用ＬＩＢ用セパレータとして採用される可能性がある。実際に、アラミド樹脂塗工セパレータを車載用ＬＩＢ用セパレータとして供給する旨を表明しているアラミド樹脂塗工セパレータメーカーも複数存在する。

したがって、相当程度の隣接市場からの圧力が認められる。

6 需要者からの競争圧力

車載用ＬＩＢは自動車のコスト全体の約２０％を占めることから、自動車メーカーからＬＩＢメーカーへの値下げ圧力は強く、これを受けたＬＩＢメーカーは、ＬＩＢ用のセパレータメーカーに対して採用後も常に値下げを求めており、セパレータメーカーはこれに応じて値下げを行っている。

また、車載用ＬＩＢ用セパレータは、いったん車載用ＬＩＢメーカーに採用されると、次のフルモデルチェンジがなされるまでの間、継続して使用されるのが一般的であるが、値下げに応じない場合次のモデルチェンジの際に失注するリスクがあること、また、輸入品も含め、複数のセパレータメーカーが存在しておりＬＩＢメーカーはモデルチェンジに際して採用するセパレータメーカーを容易に切り替えることができる。このため、ＬＩＢメーカーは強い価格交渉力を有していると考えられる。

したがって、相当程度の需要者からの競争圧力が認められる。

7 小括

以上のとおり、当事会社グループの競合関係は限定的であり、競争に与える影響は大きくないと考えられるところ、複数の競争事業者がおり、一定程度の輸入圧力及び参入圧力、相当程度の隣接市場及び需要者からの競争圧力が働いていることから、本件行為により、当事会社の単独行動又は競争事業者との協調的行動によって、車載用ＬＩＢ用セパレータに係る取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

第4 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。